

上下水道局告示第1号

阿賀野市水道施設整備事業評価実施要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和7年2月19日

阿賀野市水道事業

阿賀野市長 加藤博幸

阿賀野市水道施設整備事業評価実施要綱の一部を改正する要綱

阿賀野市水道施設整備事業評価実施要綱（平成21年上下水道局告示第9号）の一部を次のように改正する。

第1条、第2条及び第15条中「厚生労働省」を「国土交通省」に改める。

附 則

この告示は、令和7年2月19日から施行し、改正後の阿賀野市水道施設整備事業評価実施要綱の規定は、令和6年4月1日から適用する。